

岡山県職員措置請求書

平成30年 4月23日

請求者 住 所 岡山市北区奥田1丁目11番20号

名 称 特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやま

代表者代表幹事 光成卓明

岡山県監査委員 殿

第1 岡山県知事に関する措置請求の要旨

岡山県知事が、平成28年度に岡山県議会の各議員に交付した政務活動費（残余金精算後の額）のうち、別紙違法支出金額一覧表の「違法支出額」欄記載の各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので、同金額について各議員に対して岡山県に返還するよう請求することを求める。

第2 措置請求の理由

I 政務活動費の性質と支出の査定

1 岡山県議会の政務活動費の趣旨と支出が認められる範囲

岡山県議会の政務活動費は、実費弁償を原則とする補助金の一種であり、地方自治法第100条第14、15項、及びこれに基づき制定された「岡山県議会の政務活動費の交付に関する条例」（以下「条例」という）に基づいて各県議会議員に交付される。

地方自治法第100条第14項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することができる」と定めている。

「条例」はこれに基づき、第1条で政務活動費が「岡山県議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として交付されるものであること、第2条第1項で政務活動費が「議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（政務活動）に要する経費

に対して交付する」ものであること、第2条第2項で「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができる」とこと（別表では、第2条第1項所定の10種類の使途費目につき、各費目で支出できる経費の種類を定めている）、第8条第1項で「議員は、政務活動費に係る収支報告書を翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない」とこと、第9条で知事は「議員がその年度に交付を受けた政務活動費の総額から、議員がその年度において行った政務活動費による支出（第2条に規定する政務活動費を充てができる経費の範囲に従って行った支出をいう）の総額を控除して残余がある場合」は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命じることができることを、それぞれ定めている。

従って、岡山県議会の政務活動費は、「その年度において」支出された、「岡山県議会の議員の調査研究に資する」ため「必要な」「経費」に限って、支出が認められる。

2 県議会議員の政治活動と按分支出

県議会議員の活動は、政務活動費との関係では概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務活動」と「政務活動以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務活動」にかかる、第2条別表に定める使途基準に該当するものについてのみ、政務活動費から支出することが許される。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。例えば「県政報告」には一般に、県政についての広報の要素があると同時に、後援会活動、選挙準備活動の要素もある。

政務活動費は一種の補助金なので、政務活動のためにだけ支出することが許される。従って、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできない。種々の要素が混在する活動の場合には、一定割合で按分して支出することだけが許される。

従って、個々の議員の一つ一つの活動について「政務活動」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し、

- i 当該支出にかかる活動の全体が、議員の「政務活動」にかかる支出（「県議会議員の調査研究に資するために必要な経費」）として適切と判断されるものは、全額認め、
- ii 当該支出にかかる活動の全体が、「私的活動」または「政務活動以外の政治活動」にかかる支出と判断されるものは、全額認めず、
- iii 当該支出にかかる活動の全体が、i、iiのいずれかと断定できない支出

のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認め、それ以外のものについては按分率 50%で認めるべきである。

3 その他の一般的支出基準

次の各項の 1 つに該当する支出は、経費の種類を問わず、適法と認められない。

- i 違う年度にした支出。
- ii 領収書のないもの。
- iii 領収書に月日、もしくは年の記載がなく、推定もできないもの。
- iv 領収書記載の領収日付が実際の支払日と違うもの。
- v 領収書に品目の記載が無いか、不十分で、推定もできないもの。
- vi 領収書と報告内容または添付されている成果物とが一致しないもの。
- vii 領収書の記載が真実と異なると判断されるもの。
- viii 領収書の品目に認められるものと認められないものが混在し、内訳が不明なもの。

ix 領収書の発行者が不明なもの。

x 議員本人、これと住所を同じくする個人または法人、もしくはそれらと実質的に同視しうる個人または法人に対する支出。

但し、

ア 平成 28 年度分会派会費の精算のために平成 29 年 4 月になされた会派会費の支出については、4 月以降に支出をするべきやむをえない事由があるものとして、上記一般的基準 i の例外とする。

イ 次年度 4 月分の賃料を当年度 3 月に支払う、前年度 3 月分の賃料を当年度 4 月に支払うなど、実質的に年度内の活動に関する支払と認められるものについては、支出が重複していない限り、上記一般的基準 i の例外とする。

ウ 繼続している購読料など、契約期間が年度をまたがっているものについては、支出が重複していない限り、上記一般的基準 i の例外とする。

エ 領収書を欠き会派または議員個人の支払証明書で代用している支出については、他の資料により支出及び使途が事実と推認できるものに限り、上記一般的基準 ii の例外とする。

4 査定の結果

上記の一般基準に基づき、請求人が、岡山県議会の各議員が平成 28 年度の政務活動費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示

された領収書類に基づいて、政務活動費からの支出が認められるかどうかについて個別に査定した結果は、別紙査定表記載のとおりである。

なお、領収書類等の添付が不十分なものについては、開示された領収書類（一部不開示となった部分、及び、領収書類等の添付が不十分なものについては、各議員に任意に開示を求め、任意に開示されたものを含む）に基づいて査定を行った。

次項以下において、上記の判断にかかる一般的認定根拠を述べる。

II 費目別の認定基準

1 調査研究費

調査研究費は、「議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む）ならびに調査委託に要する経費」（「条例」2条別表）である。実際に現れる主な支出は、大別すると、①会派会費、②旅費宿泊費、③自動車燃料代、④調査委託費、⑤講師料、⑥会議・研修参加費、⑦団体会費である。

「調査研究」が政務活動として適切であるためには、「岡山県議会の議員の調査研究に資するため必要な経費」という政務活動費の趣旨に照らして、「調査研究」の目的がこの趣旨にかなっていて、かつその費用が目的、効果との関係で著しく高額ではないことが必要である。

i 会派会費

議員が所属する会派が、議員の政務活動費を財源として行う支出については、これを議員自身が行う支出と同一の基準によって査定し、政務活動費から支出することが適法と認められるものと認められないものとに区分すべきである。議員個人が政務活動費の支出として会派に支払う共通経費は、会派の支出が適法と認められる範囲でのみ適法と認められる。

会派の支出に適法なものと適法でないものとが混在する場合には、議員個人の会派に対する支出は、会派の支出のうち政務活動費の支出として適法なものの割合により按分して適法と認められ、それを超える部分は適法と認められない。

従って、会派がした支出の使途が領収書類等により明らかにされない場合、議員が会派に対し共通経費として支払った支出は、その現実の使途が不明であるから、適法な政務活動費の支出と認められない。

ii 旅費宿泊費

「調査研究」にかかる旅費宿泊費については、①当該旅行にかかる「調査研究」そのものが「政務活動」として適切かどうか、②旅行費用が調査の目的・効果と対比して適切かどうか、③個別の費用が「調査研究」目的と考えられるか、が問題である。

上記の判定の結果、旅行全体が政務活動として適切な「調査研究」であると判断されるものについては、旅費宿泊費は全額認められる。逆に、全部が適切でないと判断されるものは認められない。政務活動と他の活動が混在すると認められるものは按分率50%で按分すべきである。

具体的には、

- ア 調査研究の目的が記載されていないものは認められない。
- イ 調査研究の目的の記載が抽象的なもの、事実と認められないもの、信憑性がないものは、認められない。
- ウ 外国への視察旅行の費用は、旅程・訪問先・具体的目的が明らかになる資料が添付されていないものは認められない。(現実に支出されているものの限りでは、これらが判明する報告書が添付されているものは1人(1件)しかない。但し、同行者の報告書によって旅程・訪問先・具体的目的が判明するものについては認めた。)

記載されている目的が抽象的で、

- エ 適切と認められる実費と比較して明らかに多額のものについては、多すぎる部分は認められない。
- オ 領収書類が添付されておらず、会派や議員個人の支払証明書が代用されている支出は、①当該旅行を行ったことが他の資料により確認できるか、②領収書類を取得できない特段の理由が認められない限り、認められない。(この点につき、研修旅費及び会議旅費も同じ。)

iii 自動車燃料代

原則として按分率50%で按分すべきである。自家用車を走らせるのには、政務活動目的のほかに、「政務活動以外の政治活動目的」及び「私的活動目的」のものがあることが明らかだが、これらを区別してそれぞれの割合を明らかにすることは困難なので、50%が政務活動目的と推定する。

プリペイドカードの購入費は認められない。プリペイドカードは、自動車燃料以外の燃料を購入できるし、家族の自動車にも給油できるからである。

給油所の領収書が月・年単位で発行されていて、個々の購入の明細が不明なものも、同様の理由で認められない。

iv 調査委託費

「調査研究」の委託費用については、①当該「調査研究」そのものが政務活動として適切かどうか、②委託先が当該「調査研究」の実施者として適切かどうか、③委託費用の額が調査の目的・効果と対比して適切かどうか、が問題である。これらが適切であれば委託費の支出は政務活動費の支出として適法と認められ、不適切であれば適法と認められない。

上記の判断をするには、①具体的な委託業務内容がどのようなものか、②当該委託に基づき行われた業務がどのようなものか、③当該委託を受けたのが誰か、が判明することが必要である。

従って、上記のことを具体的に判断するに足る資料（領収書のみならず、上記判断を可能とする調査報告書等の資料を含む）が添付されていない場合、委託費用の支出は適法と認められない。

v 講師料

講師に対する講師料・旅費等の支払については、①当該「講演」そのものが「調査研究」として適切かどうか、②講師が当該「講演」者として適切かどうか、③講師費用の額が調査の目的・効果と対比して適切かどうか、が問題である。これらが適切であれば講師料等の支出は政務活動費の支出として適法と認められ、不適切であれば適法と認められない。

上記の判断をするには、①具体的な講演のテーマがどのようなものか、②講師がどのような人か、が判明することが必要である。

従って、上記のことを具体的に判断するに足る資料（領収書のみならず、上記判断を可能とする資料を含む）が添付されていない場合、講師料等の支出は適法と認められない。

vi その他

会議・研修参加費用、団体会費については「研修費」の項目で一括して述べる。

2 研修費

研修費は、「議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む）に要する経費、及び、団体等が開催する研修会（視察を含む）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費」（「条例」2条別表）である。実際に現れる主な支出は、大別すると、①研修参加料、②旅費宿泊費、③団体会費、である。

この費目については、①当該「研修」等が政務活動として適切かどうか、②研修費用の金額が適切かどうか、③飲食を伴っているかどうか、が問題である。

研修などが政務活動として適切であるためには、「県政の調査研究その他の活動に資するために必要な経費」という政務活動費の趣旨に照らして、研修などの目的がこの趣旨にかなっていて、かつその費用が目的、効果との関係で著しく高額ではないことが必要である。

i 研修などの参加費・受講料・資料費

ア その研修などが政務活動として適切と判断される場合には、会合の参

加費、受講料、資料費の全額が適切と認められる。

イ 研修の名や実質的内容、開催団体の名や実質が不明なものは認められない。

ウ 飲食を伴う研修の費用、及び懇親会費は認められない。飲食を伴う会議、研修などの費用は政務活動費から支弁することに根本的になじまないし、懇親会は参加者の懇親のために行われる飲食の会であり、研修に必要とは認められない。

飲食を伴う、もしくはそれと推定されるものは、飲食費部分が特定できるものはその部分を否認し、特定できないものは全部を否認する。

エ 参加費等を事前に払い込みしている場合、キャンセルが可能な研修については、当日の参加を証する資料（レジュメ、報告書、当日発行の領収書など）がなければ認められない。

オ 他の政治活動の目的が混在するもので、按分がなされていないものは、原則として按分率50%で按分する。

ii 旅費宿泊費

「研修」にかかる旅費宿泊費については、①当該旅行にかかる「研修」そのものが政務活動として適切かどうか、②旅行費用が研修の目的・効果と対比して適切かどうか、③個別の費用が「研修」目的と考えられるか、が問題である。

上記の判定の結果、旅行全体が政務活動として適切な「研修」であると判断されるものについては、旅費宿泊費は全額認められる。逆に、全部が適切でないと判断されるものは認められない。政務活動と他の活動が混在すると認められるものは按分率50%で按分する。

具体的には、

ア 研修等の目的が記載されていないものは認められない。

イ 研修等の目的の記載が抽象的なもの、事実と認められないもの、信憑性がないものは、認められない。

ウ 適切と認められる実費と比較して明らかに多額のものについては、多すぎる部分は認められない。

iii 団体会費

団体会費は団体に所属するための費用である。団体に所属することは、本人の政治的・社会的信条または私的関心によるものと考えられ、県政に関する研修とは考えられないでの、団体会費は政務活動の費用とは認められない。但し、当該団体が催す研修会などの会費は、iの基準に従って認められる。

3 広聴広報費

広聴広報費は、「議員が行う県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費」（「条例」2条別表）である。実際に現れる主な支出は、大別すると、①広報紙等作成費用、②同配布費用、③HP作成・維持費用、④切手・ハガキ購入費用、⑤県政報告会開催費用である。

県政報告などの経費は、本来、①「政務活動」すなわち「住民の意見を議会活動に反映させることを目的とする部分」と、②「政務活動以外の政治活動」すなわち上記以外の部分とを区別して、①の部分の経費だけを政務活動費から支出することを認めるべきである。しかし現実には、①②の両部分は県政報告中で混在していて、その割合を定めることは困難である。

そこで、県政報告などの経費については、①原則として按分率50%で按分すべきであり、②例外的にイ「全部が政務活動と考えられるもの」は全額認められ、ロ「全部が政務活動ではないと考えられるもの」は認められない。

i 広報紙等作成・配布費用

原則として按分率50%で按分する。但し、「送付用切手」の大量購入には問題があるので、項を改めて述べる。

広報紙の「企画・デザイン費」も原則として按分率50%で按分する。但し、印刷物等との関連が推定できない企画・デザイン費（印刷費の支出を伴わないものなど）は認められない。また、過度に高額と判断されるものについては、適正額を超える部分は認められない。

封筒等印刷費は、

ア 目的が明示され、または他の費用の支出状況から推定できる（広報紙の印刷費、郵送代など）ものは、使用目的に応じて、全額または按分して認める。

イ 品名不明の印刷費・郵送代、その他の目的の推定が困難なものは、原則として広報紙の送料と推定し、按分率50%で按分する。

ii HP作成・維持費用

イに準じ、原則として按分率50%で按分する。

iii 切手・ハガキ購入費用

使用目的が明示され、あるいは他の費用（広報紙の印刷費等）の支出状況から推定できる（広報紙の郵送代など）切手・ハガキ購入費は、当該使用目的に応じて、全額または按分して認められる。

ア 広報紙郵送用の切手代（もしくは料金別納郵送代）は按分率50%で按分する。

イ ハガキの100枚以上の一括購入で政務活動目的との関連性が不明なものは認められない。ハガキは暑中見舞ハガキや年賀ハガキと交換でき

るので、流用が容易であるうえ、記載できる字数が少なく政務活動としての広報には本来不向きなはずだからである。

但し、県政報告用ハガキの購入費用で、当該県政報告の実物が資料として添付されている場合はこの限りでない。

ウ 52 円切手の一括購入は、私製ハガキ用のものと推定されるので、具体的用途が明示されない限り、認められない。

エ 暑中見舞ハガキ、年賀ハガキ、私製ハガキ、絵ハガキの購入は認められない。

オ 82 円切手の大量購入（30 日内に 400 枚以上の購入）は、

① 使途が明示されず推定もできないものは認められない。

② 県政報告用と記載されていても、対応する印刷費等の支出がないものは認められない。

切手はいつでも使うことができるので、当面使わない切手を購入しておいて翌年度以降に使うことができ、これを認めれば当年度の経費の支弁に限定されている政務活動費を翌年度に繰り越すことを認めることになる。また切手は金券業者で容易に換金することができる所以、その大量購入は実質上、目的の明示されない現金交付と同じことになる。またそもそも県政報告を郵送する場合、料金別納郵便を利用すれば、大幅に手数を節約できるし、配達先がまとまっていれば割引を受けることができる。それなのにわざわざ郵送用の切手を大量に買うこと自体不合理であり、よからぬ魂胆があると考えざるをえない。

カ 少額（イ、ウ、オに達しない数量）の切手・ハガキ購入は、事務連絡用のものと推定し、按分率 50% で按分する。

iv 県政報告会開催費用（茶菓代含む）は、会議費の項で一括して述べる。

4 要請陳情等活動費

要請陳情等活動費は、「議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費」である（「条例」2 条別表）。実際に現れる主な支出は、上京しての要請・陳情の旅費・宿泊費である。

この費目については、①当該「要請・陳情」等が政務活動として適切かどうか、②支出された旅費・宿泊費の金額が適切かどうか、が問題である。

要請・陳情にかかる旅費宿泊費については、①当該要請・陳情そのものが政務活動として適切であること、②支出された費用が適切であること、③個別の費用が「要請・陳情」目的と考えられこと、が必要である。

上記の判定の結果、旅行・宿泊の全体が政務活動として適切な「要請・陳情」に必要であると判断されるものについては、旅費宿泊費は全額認められ

る。全部が適切でないと判断されるものは全額認められない。旅費宿泊費の一部のみが適切と判断されるものは、その限度で認められる。政務活動と他の活動が混在すると認められるものは按分率50%で按分する。

具体的には、

- ア 要請・陳情等の目的が記載されていないものは認められない。
- イ 要請・陳情等の目的の記載が抽象的なもの、事実と認められないもの、信憑性がないものは、認められない。
- ウ 適切と認められる実費と比較して明らかに多額のものについては、多すぎる部分は認められない。

5 会議費

会議費は、「議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費、及び、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費」である（「条例」2条別表）。実際に現れる主な支出は、大別すると、①会場使用料、②印刷費、③送料、④茶菓飲料代、⑤団体会費、⑥講師料である。

i 会場使用料

ア その会議などが政務活動として適切と判断される場合には、会場費の全額が適切なものと認められる。

イ 以下のものは認められない。

- ① 会場名が不明なもの。
- ② 会合の目的が不明なもの。
- ③ 過度に高額なもの。
- ④ 飲食を伴う研修にかかるもの。

ウ 会合そのものに政務活動と他の目的が混在していると判断される場合には、原則として按分率50%で按分する。

エ いわゆる「県政報告会」は、「地域住民の県政に関する要望、意見を吸収する」意味を含むと理解されるが、他方、議員本人（もしくは所属する政党等）の宣伝や後援会活動の要素をも不可分に含んでいる。従って、いわゆる「県政報告会」の開催にかかる費用は、原則として按分率50%で按分する。

ii 印刷費

会議資料の印刷費は、当該会議の資料とされたことが確認できることを前提に、当該会議が政務活動として適切と認められる度合いに応じて（会議全体が政務活動と認められるものについては全額、他の目的が混在するものについては原則として按分率50%で）認められる。

当該会議の資料とされたことが、印刷物の写し等により確認できないも

のは、認められない。

iii 送料

報告会等案内の切手代、郵送料は、会合の内容が確認できないものは、認められない。会合の内容が確認できる場合、会合が政務活動として適切と認められる度合いに応じて（会合全体が政務活動と認められるものについては全額、他の目的が混在するものについては原則として按分率50%で、）認められる。政務活動以外の目的と判断される場合には認められない。

iv 茶菓・飲料代

会議の茶菓代は、過度に高額でない限り、当該会議が政務活動として適切と認められる度合いに応じて（会議全体が政務活動と認められるものについては全額、他の目的が混在するものについては原則として按分率50%で）認められる。

高級菓子店や不相當に高額な（1個100円、合計5000円を超える）ものは認められない。

v その他

講師料については「調査研修費」、団体会費については「研修費」の項目で一括して述べる。

6 資料作成費

資料作成費は、「議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費」（「条例」2条別表）である。実際に現れる主な支出は、大別すると、①広報紙・広報資料作成費、②会議用資料作成費、③名刺代、である。

政務活動の経費と考えられるものは全額認められる。政務活動以外の政治活動と考えられるものは認められない。区別が困難なものは按分率50%で按分する。

i 広報紙・広報資料作成費については、「広報費」の項目で一括して述べる。

ii 会議用の資料作成費は、資料内容が確認できないものは、認められない。資料の内容が、政務活動のためのものとして適切と認められる度合いに応じて（全体が政務活動と認められるものについては全額、他の目的が混在するものについては原則として按分率50%で、）認められる。政務活動以外の目的と判断される場合には認められない。

iii 名刺は政務活動以外の議員活動にも広く利用されるものなので、按分率50%で按分した金額の限度でのみ認められ、全額を支出することは許されない。なお、議員以外の者の名刺の作成費用は認められない。

7 資料購入費

資料購入費は、「議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費」（「条例」2条別表）である。実際に現れる主な支出は、大別すると、①書籍購入費（CD代、情報サービス料含む）、②新聞・雑誌購読料、③団体会費、である。

この費目については、議員が購入している書籍、新聞、雑誌のそれぞれが、「調査研究活動のために必要な図書、資料等」にあたるかどうかが問題である。CD代・情報サービス料は、書籍・雑誌購入費に準じて判断する。

i 書籍購入費

県政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るために有益と考えられるものは認められる。

- ア 上記に該当しないと考えられる一般図書は認められない。
- イ 書籍名の記載されていない支出は認められない。
- ウ 専ら個人の趣味的関心に属すると認められるものは認められない。
- エ 住宅地図は認められない。住宅地図の主たる用途は戸別訪問にあり、選挙対策その他の「政務活動以外の政治活動」の用に供することが主な目的と判断される。

なお、小田春人議員の書籍購入費については、冊数が膨大なため通常の査定表とは別に一覧表を作成して査定結果を記載した。当該一覧表中、支出を否認したものは（書籍名不明のものを除き）いずれも県政と関係がないことを否認の理由とするものであり、重複となるため一覧表にはその旨の記載を省いている。

ii 新聞・雑誌購読料

ア 一般的商業紙

会派控室用の一般商業紙は按分率50%で按分すべきである。

自宅用、事務所用のものは認められない。（一般に、新聞は議員でなくともふつう購読する。）

イ 業界紙・情報紙

県政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るために有益と判断されるものは認められる。それ以外のもの（地方自治体が購入する際に＜需用費＞ではなく＜交際費＞から支出する種類のもの）は認められない。

ウ 運動誌、政党誌、団体誌

議員自身が所属し、または支援を受ける政党・団体等の発行する新聞等の購入費用は認められない。運動、政党、団体への関与は、議員個人の政治的社会的信条または私的関心に基づくもので、政務活動とは認められない。

なお、議員の「反対党」と認められる団体の機関誌などの購入費用は「反対派の政策の研究」として認めるが、「赤旗日曜版」「聖教新聞」は一般紙と変わりないので「反対派」の購入でも認められない。

エ 雑誌

県政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るために有益と考えられるものは認められる。一般的な商業週刊誌は、特に県政の調査研究に資する記事が掲載されていることが明らかでない限り、認められない。

オ 購読料として、実際に要する額を超える金額を支出している場合、購読料以外の支出は実質カンパと推定されるので、超過部分は認められない。

iii 団体会費は「研修費」の項で一括して述べる。

8 事務所費

事務所費は、「議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」（「条例」2条別表）である。実際に現れる主な支出は、大別すると、①事務所（駐車場含む）賃料、②事務所光熱水費、である。

この費目については、①事務所がどの程度政務活動に用いられ、どの程度「それ以外の政治活動」に用いられているのか、が問題になる。両者を区別して割合を定めることは困難なので、原則として按分率50%で按分すべきである。②また、自己・家族またはこれと同視できる者に対する支払であるかどうかが問題である。

i 事務所賃料

原則として按分率50%で按分する。但し、

ア 物件が特定できないものは認められない。賃料額が適切かどうか判定できないからである。

イ 「議員本人、これと住所を同じくする個人または法人、もしくはそれらと実質的に同視しうる個人または法人」に対する支出は認められない。

ウ 支出先を特定できないものは認められない。イに該当する者かどうかが判定できないからである。

ii 事務所用光熱水費

自宅から独立した事務所については按分率50%で按分した金額の限度で認める。自宅兼用の事務所については、事務所用スペースの実態が明らかにされていれば（現実に支出されている限りでは、明らかにされているものはない）実態に即して按分すべきであり、明らかにされていないものについては認められない。

9 事務費

事務費は、「議員が行う事務の遂行に要する経費」（「条例」2条別表）である。実際に現れる主な支出は、大別すると、①事務機器・備品購入費用、②同リース費用、③同維持保守費用、④電話・FAX・ネット接続料金、⑤事務用消耗品費、⑥広報紙・封筒等印刷費、⑦同送料、⑧切手・ハガキ購入費用、⑨インターネット接続管理費用、である。

この費目については、個々の事務費が政務活動にかかる経費か、「それ以外の政治活動」にかかる経費か、が問題になる。

両者を区別して割合を定めることは困難なので、原則として按分率50%で按分すべきである。例外的に①「全部が政務活動と判断されるもの」は全額認められる。②「全部が政務活動ではないと判断されるもの」は認められない。

i 事務機器・備品購入費用

ア 原則として按分率50%で按分する。

イ パソコン・ノートパソコン、プリンタ、パソコンソフト等の購入費、パソコン類のバージョンアップ費用は1人1任期1回に限り按分率50%で按分する。

データ復旧費・データ回収料は、按分率50%で按分する。

ウ デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、シュレッダー、印刷機、椅子などの事務用耐久消費財等、耐用年数が長い物品については、原則として按分率50%で按分し、品ごとの耐用年数に応じて複数回購入を認める限度を定める。

エ マイク、アンプ、大型メガホンなどの音響機材購入費は、報告会等の内容と機材借り上げの必要性が確認できないものは、認められない。必要性が確認できるものについては、当該会合が政務活動として適切と認められる度合いに応じて（会合全体が政務活動と認められるものについては全額、他の目的が混在するものについては原則として按分率50%で）按分する。

ii リース料（コピー機・印刷機・パソコン等）

原則として按分率50%で按分する。

但し、物品価格・サービス内容と対比して過度に高額な（パソコンなど）リース料は認められない。従って、高額なリース料は、物品・サービス内容が判明しない限り認められない。

iii コピー機等維持保守費用

按分率50%で按分する。

iv 電話・FAX・ネット接続料金、インターネット接続管理費用

会派控室、事務所（事務所の固定電話については2台まで）については

按分率 50%で按分する。

自宅の固定電話、携帯電話については按分率 3 分の 1 (私用、政務活動、それ以外の政治活動各 3 分の 1 の負担率と推定する) で按分する。

自宅の 2 台目以降の電話の料金は認められない。

v 事務用消耗品費 (紙、封筒、インク、コピー用紙、ラベル等)

按分率 50%で按分する。

vi パソコン設定費用

パソコン本体の購入または移転と同時に行われる場合、1人1任期1回に限り、按分率 50%で認める。

vii その他

ア 広報紙・封筒等印刷費、同郵送料、切手・ハガキ購入費用については、広報費の項で一括して述べる。

イ 県政報告会開催にかかる費用については、会議費の項で一括して述べる。

10 人件費

人件費は、「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」(「条例」2条別表)である。実際に現れる主な支出は、職員及びアルバイト職員に対する賃金給与、及びそれにかかる労働保険料である。

この費目については、個々の職員の業務が政務活動か、「それ以外の政治活動」かが問題になる。

i 職員ごとにその業務を政務活動と「それ以外の政治活動」に区分して割合を定めることは困難なので、原則として按分率 50%で按分する。例外的に、①「資料に基づき、全部が政務活動と判断されるもの」は全額認められる。②「資料に基づき、全部が政務活動ではないと考えられるもの」は認められない。

ii 「議員本人と住所を同じくする者、もしくはそれらと実質的に同視しうる者」に対する支出は認められない。

iii 「議員本人、これと住所を同じくする法人、もしくはそれらと実質的に同視しうる法人」に対する、人件費負担金の支出は認められない。

iv 住所氏名を特定できない者に対する支出は認められない。ii に該当するかどうかが判定できないからである。

v 労働保険料のうち、本人からの雇用保険料預かり金部分を含め計上しているものは、その限度で否認する。本人からの預かり金は、議員の「支出」ではないので、これについて政務活動費からの支出を認めると二重取得になるからである。

III 岡山県議会の平成 28 年度政務活動費の支出と不当利得

- 1 以上の結果、各議員が平成 28 年度の政務活動費として支出した金額のうち、別紙違法支出金額一覧表の「違法支出額」欄記載の各金額の支出は、「条例」第 2 条第 2 項に違反しているので、違法である。
- 2 「条例」第 2 条第 2 項は、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする」と定め、同第 9 条は、「知事は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、議員がその年度において行った政務活動費による支出（第 2 条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる」と定めている。

この知事の返還請求権の法的性格は、不当利得返還請求権であり、<当該議員がその年度において行った政務活動による支出（「条例」第 2 条に規定する政務活動費を充てることができる範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある>ことを要件として返還請求権が当然に発生し、知事が正当な理由なく請求権を行使しないことは違法に財産の管理を怠る事実に該当することになる。
- 3 しかるに、1 記載の違法支出金額は「条例」第 2 条に規定する政務活動費を充てることができる範囲に従ってなされた支出ではないので、その全額が「条例」第 9 条にいう「残余」にあたる。
- 4 よって、岡山県知事が岡山県議会の各議員に対して前記の政務活動費の残余金の返還を請求しないことは、財産の管理を違法に怠る事実に該当するので、地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、事実証明書を添付して、頭書のとおり、厳正な措置を請求する。

第 3 添付書類

- 1 事実証明書各写 各 1 通

違法支出金額一覧表

平成28年度岡山県議会政務活動費
(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

【自由民主党岡山県議団】

議員名	違法支出額(円)
河野慶治	1,936,585
渡辺知典	3,889,510
福島恭子	3,068,193
山本雅彦	2,651,462
小林孝一郎	2,761,752
市村仁	3,644,470
上田勝義	1,060,873
小林義明	2,006,377
中塚周一	2,205,328
江本公一	2,811,301
青野高陽	3,228,547
太田正孝	3,767,843
池本敏朗	4,009,681
渡辺吉幸	1,843,037
小倉弘行	3,034,511
加藤浩久	3,799,899
遠藤康洋	3,320,624
蜂谷弘美	2,726,700
神宝謙一	2,133,641
西岡聖貴	445,112
波多洋治	4,039,882
久徳大輔	3,933,060
高橋戒隆	4,009,806
蓮岡靖之	3,534,327
井元乾一郎	1,359,636
伊藤文夫	3,043,890
小田圭一	3,309,345
渡辺英氣	1,920,484
内山登	887,260
小野泰弘	575,776
河本勉	1,573,329
岡崎豊	3,420,488
小田春人	2,006,981
天野学	565,880
千田博通	2,484,802
合計	91,010,392

【民主・県民クラブ】

議員名	違法支出額(円)
鳥井良輔	2,318,798
大塚愛	964,217
高橋徹	1,674,820
花房尚	3,321,299
中川雅子	1,773,408
三宅和広	3,517,488
柳田哲	817,282
高原俊彦	191,859
住吉良久	985,170
合 計	15,564,341

【公明党岡山県議団】

議員名	違法支出額(円)
荒島俊造	781,200
笹井茂智	678,019
増川英一	434,299
山田総一郎	434,159
高橋英士	438,194
合 計	2,765,871

【日本共産党岡山県議会議員団】

議員名	違法支出額(円)
須増伸子	567,955
氏平三穂子	372,561
森脇久紀	807,792
合 計	1,748,308

【無所属】

議員名	違法支出額(円)
木口京子	1,539,243
佐古信五	2,338,120
合 計	3,877,363
総 計	114,966,275

平成28年度政務活動費収支一覧表
(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

【自由民主党岡山県議団】

単位：円

議員名	交付金額	①調査研究 費	②研修費	③広報費	④要請陳情 等活動費	⑤会議費	⑥資料作成 費	⑦資料購入 費	⑧事務所費	⑨人件費	支出金額 合計	返還金額	
1 河野慶治	4,200,000	1,115,295	0	894,210	125,680	76,500	0	251,268	420,830	212,768	0	3,096,551	
2 渡辺知典	4,200,000	385,000	10,000	2,423,323	46,350	0	0	0	86,832	153,730	908,319	4,013,554	
3 福島恭子	4,200,000	555,045	6,750	1,159,382	0	76,276	0	115,898	1,020,028	396,931	866,400	4,196,680	
4 山本雅彦	4,200,000	1,433,447	0	1,840,659	0	214,230	0	127,096	433,505	145,198	0	4,194,045	
5 小林孝一郎	4,200,000	644,257	794,942	600,230	0	181,685	0	57,151	611,022	812,244	442,520	4,144,051	
6 市村仁	4,200,000	543,889	0	1,094,114	0	0	0	160,227	864,876	452,181	900,000	4,015,297	
7 上田勝義	4,200,000	508,028	0	54,000	0	0	0	388,609	395,757	137,991	230,000	1,715,385	
8 小林義明	4,200,000	894,572	0	54,000	0	0	0	203,412	1,273,017	550,632	505,000	3,480,633	
9 中塚周一	4,200,000	419,820	72,240	960,304	1,220	146,750	19,440	80,924	170,689	91,686	600,000	2,563,313	
10 江本公一	4,200,000	604,593	56,070	74,898	0	26,131	0	240,935	1,080,362	491,014	1,380,000	3,954,003	
11 青野高陽	4,200,000	615,184	0	1,976,316	16,661	0	0	259,462	655,232	273,979	376,282	4,173,316	
12 太田正孝	4,200,000	437,348	0	2,597,418	0	0	0	40,464	511,625	31,243	581,900	4,199,998	
13 池本敏朗	4,200,000	455,013	0	0	0	1,166	0	87,020	1,202,385	189,106	2,255,310	4,200,000	
14 渡辺吉幸	4,200,000	643,244	0	432,836	0	170,154	0	338,004	328,065	291,309	611,500	2,815,112	
15 小倉弘行	4,200,000	437,570	0	824,123	0	350,000	122,753	40,716	791,709	205,271	1,416,000	4,188,142	
16 加藤浩久	4,200,000	437,970	0	180,418	116,080	93,020	140,400	45,852	1,200,000	507,756	1,200,000	3,921,536	
17 遠藤康洋	4,200,000	500,672	0	0	31,680	0	0	82,968	276,623	86,584	2,880,000	3,858,527	
18 蜂谷弘美	4,200,000	861,964	0	259,200	0	0	0	277,545	588,000	0	1,620,000	3,806,709	
19 神宝謙一	4,200,000	558,061	0	2,250	0	0	0	122,998	720,000	0	960,000	2,363,309	
20 阿岡聖貴	4,200,000	547,863	0	44,208	0	0	0	136,553	0	50,542	0	79,166	
21 波多洋治	4,200,000	593,984	20,000	549,315	0	0	1,333,800	71,424	343,145	538,652	750,000	4,200,000	
22 久慈大輔	4,200,000	2,124,988	0	1,321,015	137,060	105,720	5,195	89,657	251,276	165,058	0	4,200,000	
23 高橋茂隆	4,200,000	424,985	0	685,388	0	0	453,924	57,553	1,103,009	0	1,350,000	4,075,359	
24 蓬田靖之	4,200,000	583,417	200,877	779,020	29,780	1,662	0	179,404	250,493	781,222	1,390,000	4,195,945	
25 井元乾一郎	4,200,000	1,115,337	0	959,424	0	20,000	0	29,904	59,139	12,317	0	2,196,121	
26 伊藤文夫	4,200,000	395,742	0	911,796	0	0	0	87,744	353,751	149,405	1,329,200	3,227,638	
27 小田圭一	4,200,000	1,207,839	0	274,943	0	50,000	0	23,807	224,091	105,004	2,002,008	3,887,782	
28 渡辺英気	4,200,000	723,797	93,000	349,548	0	9,094	95,040	1,560	438,773	225,852	461,250	2,479,864	
29 内山登	4,200,000	728,289	85,000	166,503	0	0	0	271,460	134,954	242,646	260,500	1,889,352	
30 小野泰弘	4,200,000	369,500	10,000	14,350	121,015	63,000	0	78,468	163,640	195,104	0	3,184,923	
31 河本勉	4,200,000	1,547,620	96,000	0	88,000	0	0	113,184	0	34,300	0	1,879,194	
32 田嶋豊	4,200,000	483,602	42,324	0	0	35,130	0	0	237,557	600,000	60,998	1,920,000	
33 小田春人	4,200,000	369,500	88,260	98,460	0	72,190	8,100	780,334	989,301	222,901	1,440,000	4,069,646	
34 天野学	4,200,000	627,204	0	0	0	0	0	199,328	29,835	0	0	856,367	
35 千田博通	4,200,000	735,228	22,420	40,392	19,920	371,644	26,566	191,593	247,416	786,814	960,000	3,424,933	
合計	147,000,000	24,650,577	1,597,883	21,622,943	645,446	2,555,392	2,205,218	5,470,589	17,819,380	8,600,650	29,606,189	114,722,77	32,227,723

【民主・県民クラブ】

議員名	交付金額	①調査研究費	②研修費	③広報費	④要請陳情等活動費	⑤会議費	⑥資料作成費	⑦資料購入費	⑧事務所費	⑨事務費	⑩人件費	支出金額合計	返還金額
1 鳥井良輔	4,200,000	484,275	0	2,076,299	0	15,000	0	0	1,453,571	114,422	0	4,143,567	56,433
2 大塚愛	1,750,000	116,715	32,940	547,248	0	171,230	30,000	67,521	0	30,672	200,000	1,196,326	553,674
3 高橋徹	4,200,000	606,435	194,400	2,779,382	100	50,480	0	14,152	10,624	169,214	21,800	3,944,597	255,403
4 花房尚	4,200,000	621,068	0	801,563	0	0	38,450	166,949	204,368	337,656	1,800,000	3,970,054	229,946
5 中川雅子	4,200,000	760,385	48,812	182,040	0	0	0	193,686	608,009	128,971	520,716	2,442,619	1,757,381
6 三宅和広	4,200,000	744,620	0	1,037,624	0	0	0	99,196	968,564	93,203	1,242,200	4,186,407	13,593
7 柳田哲	4,200,000	409,159	0	1,331,940	0	2,182	0	0	0	27,814	0	1,771,105	2,422,895
8 高原俊彦	4,200,000	436,008	0	0	0	0	0	72,903	0	115,188	0	624,104	3,575,896
9 佐吉良久	4,200,000	435,930	0	670,193	0	57,344	0	87,516	83,080	139,846	0	1,473,909	2,726,091
合計	35,350,000	4,616,595	276,152	9,426,249	100	296,246	68,450	701,928	3,328,216	1,156,986	3,785,716	23,752,688	11,597,312

【公明党岡山県議会議員団】

議員名	交付金額	①調査研究費	②研修費	③広報費	④要請陳情等活動費	⑤会議費	⑥資料作成費	⑦資料購入費	⑧事務所費	⑨事務費	⑩人件費	支出金額合計	返還金額
1 荒島俊造	4,200,000	1,032,061	130,830	714,655	0	0	0	100,132	475,327	197,348	0	2,650,383	1,549,617
2 笹井茂智	4,200,000	1,059,644	14,432	504,400	0	0	0	240,624	377,847	136,345	0	2,333,292	1,866,708
3 増川英一	4,200,000	838,096	0	36,000	0	0	0	236,232	399,991	78,857	0	1,589,176	2,610,824
4 山田総一郎	4,200,000	915,772	300	0	0	0	0	201,721	564,645	158,313	0	1,870,751	2,329,249
5 高橋英士	4,200,000	909,502	1,000	0	0	0	0	377,110	387,349	205,952	0	1,580,913	2,319,987
合計	21,000,000	4,755,075	146,562	1,255,085	0	0	0	1,155,819	2,235,159	776,815	0	10,324,515	10,675,485

【日本共産党岡山県議会議員団】

議員名	交付金額	①調査研究費	②研修費	③広報費	④要請陳情等活動費	⑤会議費	⑥資料作成費	⑦資料購入費	⑧事務所費	⑨事務費	⑩人件費	支出金額合計	返還金額
1 須崎伸子	4,200,000	1,131,531	0	1,055,410	100,943	15,895	0	41,114	374,591	106,409	0	2,825,893	1,374,107
2 氏平三穂子	4,200,000	1,083,011	75,130	675,182	66,543	0	0	186,236	420,000	26,806	0	2,532,903	1,667,092
3 末脇久紀	4,200,000	1,083,350	173,260	1,463,669	0	0	0	174,886	315,467	29,493	0	3,240,045	958,955
合計	12,600,000	3,297,892	248,390	3,194,201	167,486	15,895	0	402,216	1,110,058	162,708	0	8,598,846	4,001,154

【無所属】

議員名	交付金額	①調査研究費	②研修費	③広報費	④要請陳情等活動費	⑤会議費	⑥資料作成費	⑦資料購入費	⑧事務所費	⑨事務費	⑩人件費	支出金額合計	返還金額
1 木口京子	4,200,000	285,619	633,860	154,943	106,280	45,380	0	221,535	516,986	224,343	269,200	2,488,146	1,711,854
2 佐古信五	4,200,000	6,500	0	797,154	0	0	0	42,444	520,612	119,674	1,200,000	2,686,384	1,513,616
合計	8,400,000	292,119	633,860	952,087	106,280	45,380	0	263,979	1,037,598	344,017	1,499,200	5,174,530	3,225,470

	交付金額	①調査研究費	②研修費	③広報費	④要請陳情等活動費	⑤会議費	⑥資料作成費	⑦資料購入費	⑧事務所費	⑨事務費	⑩人件費	支出金額合計	返還金額
1 木口京子	4,200,000	37,612,258	2,902,847	36,450,625	919,312	2,910,913	2,273,668	7,994,531	25,530,411	11,041,186	34,891,105	162,622,856	61,721,44